

盛岡市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長及び農業委員会会長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年6月1日

盛岡市監査委員 村田 芳三  
同 高橋 宏弥  
同 八木橋 美紀

- 1 定期監査の結果の報告 令和4年3月29日付け3盛監第55号
- 2 対象部署 保健福祉部、保健所、建設部、都市整備部、農業委員会事務局、議会事務局
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。